

KLI Marine Journal

2023
7月

発行日：2023年7月7日
発行者：兼松ロジスティクスアンドインシュアランス株式会社 保険事業部
電話：03-4214-3951

7月4日（火）名古屋港の全てのコンテナターミナルでコンテナの搬出入を一元的に管理する「名古屋港統一ターミナルシステム（NUTS）」においてシステム障害が発生し、コンテナの搬出入作業が停止するというインシデントが発生しました。今回は外航貨物保険におけるサイバー攻撃の取扱いについて解説します。

外航貨物海上保険におけるサイバー攻撃の取扱い

1. 名古屋港統一ターミナルシステムのシステム障害について

7月4日（火）午前6時半ごろから名古屋港内全てのコンテナターミナルで運用している名古屋港統一ターミナルシステム（通称NUTS/Nagoya United terminal System）に障害が発生しました。システムを運用している名古屋港運協会と愛知県警本部が調査した結果、ランサムウェア(*)の感染であることが確認されました。

本システムは名古屋港の5つのターミナルの本船積卸、コンテナの搬出入、コンテナ貨物の保管・保税管理を一元的に管理するシステムであり、今年3月に導入したばかりでした。

この結果、本船によっては、寄港ローテーションの変更や船舶の入港制限などを余儀なくされる事態に発展しました。

関係者の協力により6日（木）には漸くシステムが復旧し作業が再開したものの、社会全体に大きな影響を及ぼすこととなりました。

(*)ランサムウェアとは、PC内のファイルを暗号化したり、PCをロックしたりすることで業務継続を困難にし、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する悪意のあるソフトウェアです。

2. 外航貨物海上保険におけるサイバー攻撃の取扱い

近年、政府機関や企業を対象としたサイバー攻撃は急激に増加しており、攻撃手法は、標的型メールの送信や不正アクセスによるデータの改ざんなど多様化、高度化しており、これらの事象は、貨物保険をはじめとする損害保険では想定していないリスクです。外航貨物海上保険においては、サイバー攻撃に対する補償内容について約款上明確化するために、本邦では2021年4月以降輸送される貨物を対象として“**Marine Cyber Endorsement**”を付帯してお引受をさせていただいております。

“Marine Cyber Endorsement”の概要

コンピューター、システム、ソフトウェア、ウィルスが、**危害を加える手段として**使用されるいわゆる「サイバー攻撃」によって生じた滅失、損傷、損害賠償責任、費用につきましてはお支払いの対象とはなりません。

一方、コンピューター、システム、ソフトウェア、ウィルスが、危害を加える目的で使用されない限り、保険条件どおりお支払いの対象となります。

また、戦争危険については、コンピューター、システムの仕様に起因する兵器・ミサイルの発射に係る損害についてお支払いの対象となります。

" MARINE CYBER ENDORSEMENT " 約款および試訳

MARINE CYBER ENDORSEMENT (Applicable to shipments commencing on or after 1 April 2021)

This endorsement shall not apply when the Assured is an individual (An individual shall not include a sole proprietorship in this endorsement.).

1 Subject only to paragraph 3 below, in no case shall this insurance cover loss, damage, liability or expense directly or indirectly caused by or contributed to by or arising from the use or operation, as a means for inflicting harm, of any computer, computer system, computer software programme, malicious code, computer virus, computer process or any other electronic system.

2 Subject to the conditions, limitations and exclusions of the policy to which this clause attaches, the indemnity otherwise recoverable hereunder shall not be prejudiced by the use or operation of any computer, computer system, computer software programme, computer process or any other electronic system, if such use or operation is not as a means for inflicting harm.

3 Where this clause is endorsed on policies covering risks of war, civil war, revolution, rebellion, insurrection, or civil strife arising therefrom, or any hostile act by or against a belligerent power, or terrorism or any person acting from a political motive, paragraph 1 shall not operate to exclude losses (which would otherwise be covered) arising from the use of any computer, computer system or computer software programme or any other electronic system in the launch and/or guidance system and/or firing mechanism of any weapon or missile.

<試訳>

サイバー攻撃危険に関する特別約款（2021年4月1日以降に開始する輸送に適用）

本特別約款は被保険者が個人となる契約には適用しない。（本特別約款において個人には個人事業者を含まないものとする）

第1条 第3条の規定に従い、この保険では、いかなる場合においても直接であると間接であるとを問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、コンピュータプロセス、またはその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、その使用または操作によって生じたいかなる損害もてん補する責任を負わない。

第2条 コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、コンピュータプロセス、またはその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作されないかぎり、その使用または操作によって生じた損害をこの保険証券記載の普通保険約款、特別約款および他の特別条項に従っててん補する責任を負う。

第3条 この特約が、戦争、内乱、革命、謀反、反乱もしくはこれらから生じる国内闘争、敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行なわれる一切の敵対的行為、テロ行為、または政治的動機から活動する一切の者による危険を担保する保険証券に付帯される場合、本特約第1条は、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラムその他の電子システムの使用に起因する（本来補償されるべき）損害には適用しない。

サイバー攻撃と損害保険

貨物保険以外の損害保険（火災保険、賠償責任保険など）につきましても、外航貨物海上保険と同様、サイバー攻撃に起因する損害を補償の対象外とするサイバーリスクを免責とする特約が付帯されていることが一般的です。

また、増え続けるサイバー攻撃に対してはどれだけ対策を施してもサイバー攻撃から完全に安全を確保することは難しくなってきました。サイバー攻撃に備えるためのサイバーリスク保険は、サイバー攻撃（のおそれ）に対して、事故時の専門的なサポートから賠償金、費用まで幅広く補償する保険です。

現在のご契約やサイバーリスク保険についてご不明のことがございましたら、お気軽に弊社社員にご相談ください。